

公営企業経営室関係資料

資料2-1 水道事業における防災対策等について..... P1

資料2-2 水道事業における広域化の推進について..... P8

資料2-3 総務省「上下水道の経営基盤強化に関する研究会」について..... P12

資料2-4 工業用水道事業について..... P13

資料2-5 交通事業債（経営改善推進事業）について..... P15

(H21創設、H26・R1・R6延長・**R7拡充**) <補助及び単独が対象>

- 水道管路耐震化事業については、令和6年度に上積事業費の算出方法を見直し、令和10年度までを期限として延長。
- 令和6年能登半島地震の教訓を踏まえ、地方団体の水道事業の防災対策を強化するため、上積事業費の算出方法、特別対策分の対象要件及び対象事業者を見直すこととする(事業期間は引き続き令和10年度まで)。

## 【対象事業者】

前年度末時点で経営戦略を策定している末端給水事業者・**用水供給事業者**  
(令和8年度以降は、前年度末時点で経営戦略を「改定」している事業に限る)

## 【対象経費】

対象事業者が実施する水道管路の耐震化※に要する経費

※ 対象となる管種は、国庫補助(水道管路緊急改善事業)の対象となる管種(鋳鉄管、石綿管、鉛管、コンクリート管、塩化ビニル管、ダクタイル鋳鉄管、鋼管及びポリエチレン管(塩化ビニル管、ダクタイル鋳鉄管及び鋼管については、耐震性の低い継手を有するものに限る。))に限る。

## 【地方財政措置】

- ・ 基準管路耐震化事業費(令和2～4年度の当該団体の平均管路耐震化事業費又は有収水量1m<sup>3</sup>当たり標準事業費(52円)に令和2～4年度の当該団体の平均有収水量を乗じて得た事業費のいずれか低い方)に上積みして実施する事業費(上積事業費)の1/4(一般対策分)、又は1/2(特別対策分)を限度として、一般会計からの出資の対象とする。  
なお、**用水供給事業者**については、**令和2～4年度の当該団体の平均管路耐震化事業費を基準管路耐震化事業費とする。**

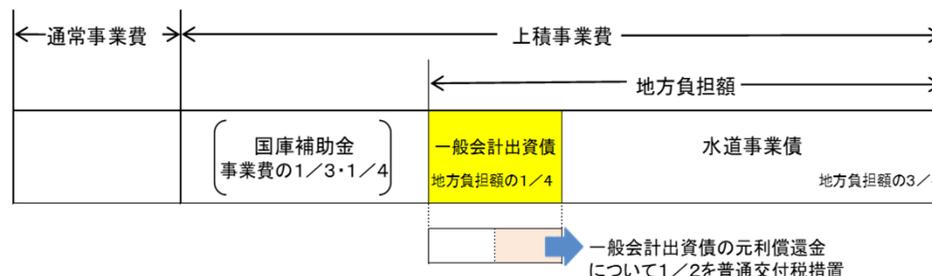
<特別対策分の対象要件>

**前々年度における家庭用料金(13mm・20m<sup>3</sup>)が全国平均以上かつ、有収水量1m<sup>3</sup>当たり資本費が全国平均以上**

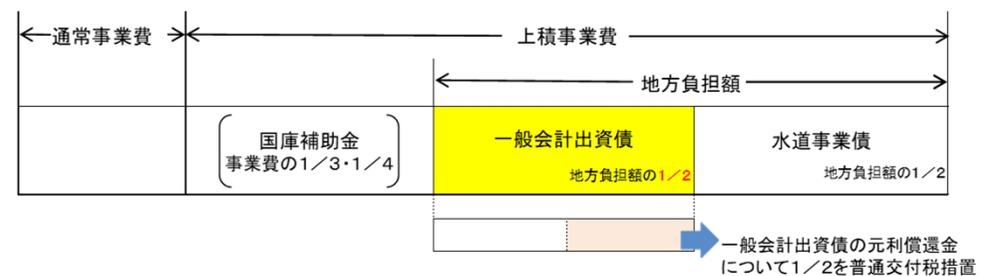
※ 令和7年度に限り、見直し前の算出方法により算出した上積事業費を用いることも可能とするとともに、見直し前の対象要件に該当する団体についても特別対策分の対象とする。

- ・ 当該一般会計出資のための起債の元利償還金について、普通交付税による措置(1/2)を講ずる。

## 【一般対策分】(補助対象の場合)

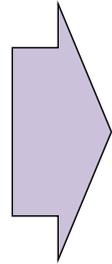


## 【特別対策分】(補助対象の場合)

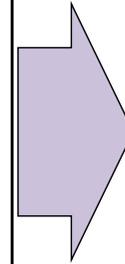


# 水道管路耐震化事業に係る地方財政措置の見直しについて

R 6	
対象事業者	前年度末時点で経営戦略を策定している末端給水事業者
上積事業費の算出方法	<p>【算出の基礎：管路更新率】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和2～4年度の全国の平均管路更新率（0.67%）</li> <li>令和2～4年度の当該団体の平均管路更新率</li> </ul> <p>のいずれか低い方<sup>※</sup>を基準とする</p> <p>※前々年度における供給単価が全国平均未満の団体は、当該団体の平均管路更新率を基準管路更新率とする</p>
特別対策分の対象要件	<p>次の要件(1)又は(2)を満たす団体</p> <p>(1)前々年度における供給単価が全国平均以上であり、有収水量1m<sup>3</sup>当たり資本費が全国平均の2倍以上</p> <p>(2)前々年度における供給単価が全国平均以上であり、有収水量1m<sup>3</sup>当たり資本費が全国平均の1.5倍以上かつ有収水量1m<sup>3</sup>当たり管路延長が全国平均の2倍以上</p>



R 7	
対象事業者	前年度末時点で経営戦略を策定している末端給水事業者・用水供給事業者
上積事業費の算出方法	<p>【算出の基礎：管路耐震化事業費】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>有収水量1m<sup>3</sup>当たり標準事業費（52円）に令和2～4年度の当該団体の平均有収水量を乗じて得た額</li> <li>令和2～4年度の当該団体の平均管路耐震化事業費の額</li> </ul> <p>のいずれか低い方を基準とする</p> <p>※令和7年度に限り、令和6年度の算出方法により算出することも可</p>
特別対策分の対象要件	<p>前々年度における家庭用料金(13mm・20m<sup>3</sup>)が全国平均以上であり、有収水量1m<sup>3</sup>当たり資本費が全国平均以上の団体</p> <p>※令和7年度に限り、令和6年度の対象要件を満たす団体も対象</p>



R 8 ～ R 10	
対象事業者	前年度末時点で経営戦略を改定している末端給水事業者・用水供給事業者
上積事業費の算出方法	<p>【算出の基礎：管路耐震化事業費】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>有収水量1m<sup>3</sup>当たり標準事業費（52円）に令和2～4年度の当該団体の平均有収水量を乗じて得た額</li> <li>令和2～4年度の当該団体の平均管路耐震化事業費の額</li> </ul> <p>のいずれか低い方を基準とする</p>
特別対策分の対象要件	前々年度における家庭用料金(13mm・20m <sup>3</sup> )が全国平均以上であり、有収水量1m <sup>3</sup> 当たり資本費が全国平均以上の団体

# 上積事業費の算出式（見直し後）

【算出式】 上積事業費 = 当年度管路耐震化事業費 - 基準管路耐震化事業費

※マイナスの場合は「0」とする

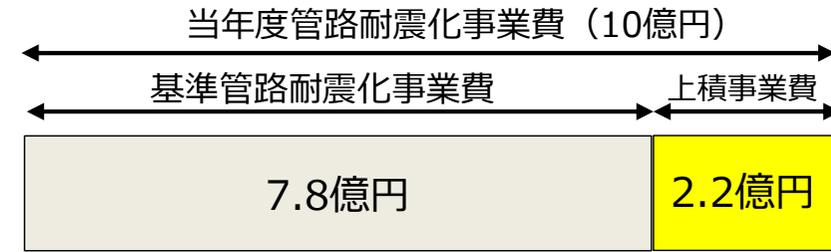
## 【上積事業費算出例（当年度管路耐震化事業費10億円の場合）】

### ●基準管路耐震化事業費の決定

- ① 当該事業の令和2～4年度の平均管路耐震化事業費 = 8億円
- ② 1m<sup>3</sup>あたり標準事業費（52円）×当該事業の令和2～4年度平均有収水量（15,000千m<sup>3</sup>） = 7.8億円

①又は②いずれか低い方を「基準管路耐震化事業費」とする  
→ 7.8億円

＜左記算出例のイメージ図＞



### ●上積事業費

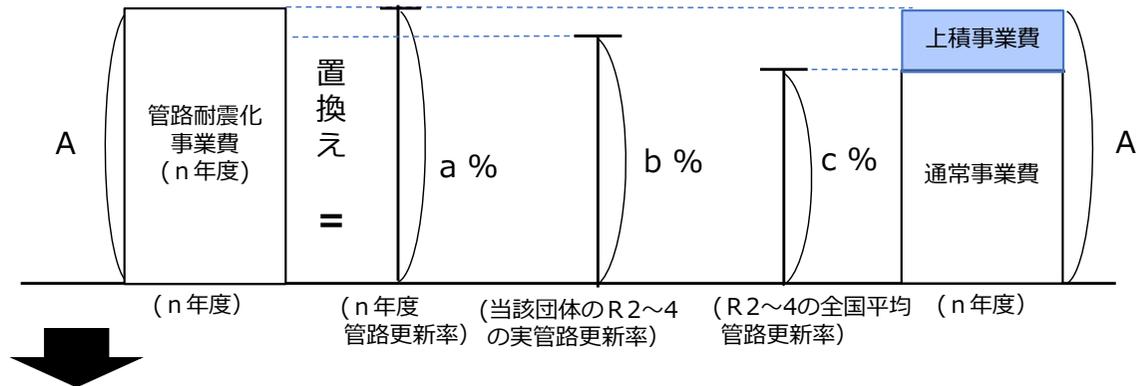
- ⇒ 当年度管路耐震化事業費 - 基準管路耐震化事業費
- ⇒ 10億円 - 7.8億円 = 2.2億円

【参考：現行制度と見直し後の算定方法のイメージ】 ※ ■ ・ ■ が地財措置対象

### ＜現行制度＞

- 上積事業費の算出の基礎として管路更新率※を採用。
- 当該事業の過去の更新率（b%）と全国平均（c%）のいずれか低い方を基準とする。（供給単価が全国平均未満の事業はb）
- 上積事業費 =  $A \times \{a - (b \text{ と } c \text{ のいずれか低い方})\} / a$

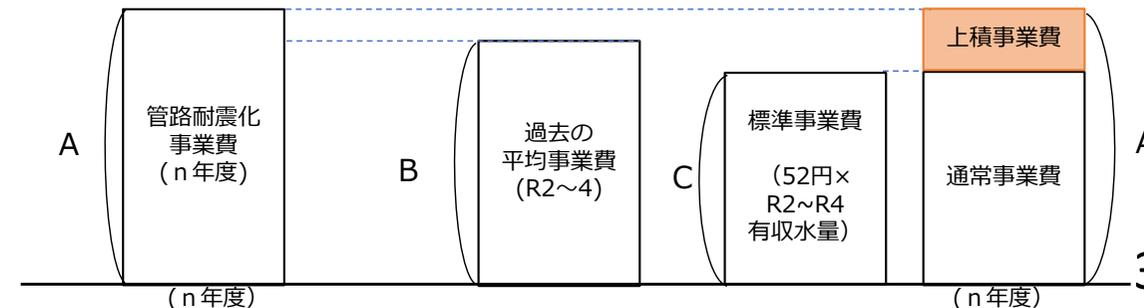
※管路更新率：全水道管路のうち当該年度に更新した管路延長の割合



### ＜見直し後＞

- 上積事業費の算出の基礎として管路耐震化事業費を採用。
- 当該事業の過去の平均事業費（B）と標準事業費（C）のいずれか低い方を基準とする。（用水供給事業者はBを基準とする）
- 上積事業費 =  $A - (B \text{ と } C \text{ のいずれか低い方})$

※令和7年度に限り、管路更新率に基づく算出方法による上積事業費と比較し、より額の大きい方を上積事業費とすることも可。



# 公営企業債（防災対策事業）の創設

- 令和6年能登半島地震の教訓を踏まえ、現行の病院事業債（災害分）を改編のうえ、災害拠点病院等における給排水管の耐震性能の確保工事及び水道事業における水道施設が被災した際の応急給水のための設備（給水車、防災用井戸、可搬式浄水設備）の整備を対象事業に追加し、公営企業債（防災対策事業）を創設

## 1. 対象事業

### (1) 病院事業

対象医療機関※1が災害時における救急医療の提供のために必要な施設整備として行う事業のうち、通常の診療に必要な施設を上回る下記の施設の整備（建物の新築、増改築等にあわせて行う場合を含む。）

- ア 耐震化を必要とする医療機関として必要となる既存建物に対する補強工事（**給排水管の耐震性能の確保工事を含む。**）
- イ 備蓄倉庫、自家発電装置、受水槽、ヘリポート、免震装置等の設置（これらの設備の嵩上げ・上層階への移設を含む。）
- ウ 外壁の補強、防護壁の設置その他土砂による災害の防止に必要な施設整備

※1 対象医療機関

- ・ 災害拠点病院 ・ 災害拠点精神科病院
- ・ 地震防災対策特別措置法に基づく「地震防災緊急事業5箇年計画」に定められた耐震化を必要とする医療施設
- ・ 土砂災害危険箇所にある医療施設 ・ 救命救急センター、病院群輪番制病院、小児救急医療拠点病院等

### (2) 水道事業

**応急給水のための設備（給水車、防災用井戸、可搬式浄水設備）の整備**※2

※2 機能向上を伴わない更新・改築事業を除く



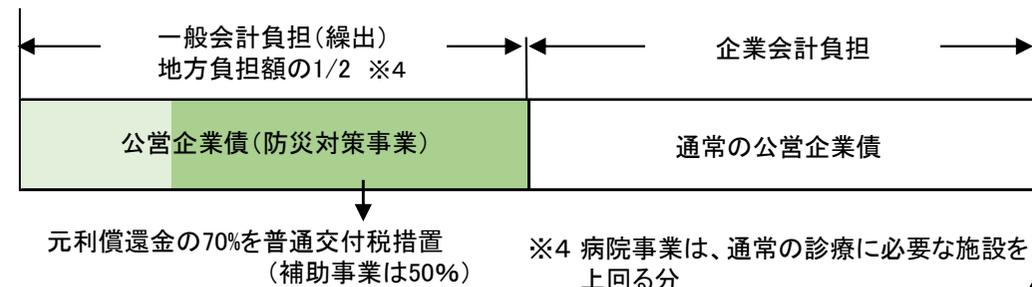
給水車

## 2. 事業期間

**給排水管の耐震性能の確保工事及び応急給水のための設備の整備**は、令和10年度まで

## 3. 地方財政措置

病院事業については通常の診療に必要な施設を上回る分、  
水道事業については地方負担額の1/2に、  
「公営企業債（防災対策事業）」を充当した上で、元利償還金の全額を  
一般会計繰出の対象とし、その元利償還金の70%※3を普通交付税措置  
（残余については、通常の公営企業債を充当） ※3 国庫補助事業にあつては50%



# 水道事業における防災対策等について（相互連絡管整備等、基幹水道構造物耐震化）

【地方財政措置の概要】 <国庫補助対象事業及び地方単独事業が対象>

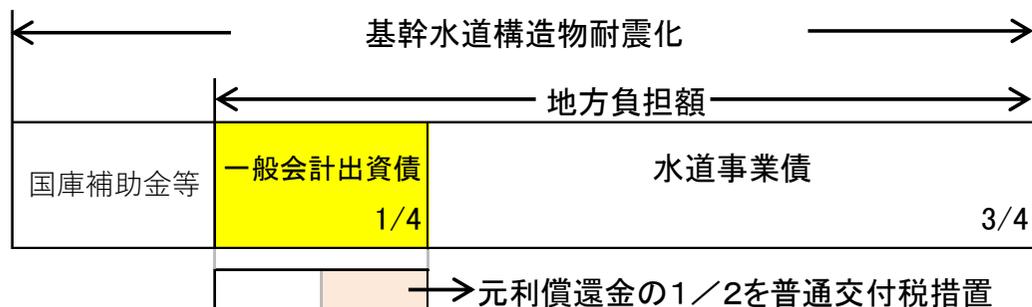
## 相互連絡管整備等(H7～)

送・配水管の相互連絡管等の整備事業、配水池能力の増強事業、緊急遮断弁の整備事業、応急給水槽の整備事業及び自家発電設備の整備事業（更新・改築事業を除く。）



## 基幹水道構造物耐震化(H21～)

浄水場、配水池等の基幹水道構造物の耐震化事業（更新・改築事業を対象。ただし、耐用年数経過施設の更新・改築事業は除く。）



# 水道事業における防災対策等について（土砂災害対策・浸水災害対策）

【地方財政措置の概要】＜国庫補助対象事業及び地方単独事業が対象＞

住民生活に不可欠なライフラインである水道施設の土砂災害・浸水災害対策をより一層推進するため、土砂災害・浸水災害対策に必要な施設の整備に要する経費の一部に対して地方財政措置を講じるもの。

## 【対象事業】

### ○土砂災害対策

土砂災害警戒区域における土砂流入防止壁その他土砂災害対策に必要な施設の整備事業（更新・改築事業を除く。）



土砂流入防止壁のイメージ

### ○浸水災害対策

津波浸水想定区域、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域、高潮浸水想定区域等における防水扉、止水堰その他浸水災害対策に必要な施設の整備事業（更新・改築事業を除く。）



浸水災害対策のイメージ

## 【スキーム】

（国庫補助事業）



（地方単独事業）



# 水道事業における防災対策等について（水質安全対策）

【地方財政措置の概要】 <国庫補助対象事業及び地方単独事業が対象>

公共用水域の汚濁に起因し、人の健康に障害を与えるおそれのある物質や、病原性原虫による汚染等に対応するため、水質安全対策について、地方財政措置を講じる。

## 【対象事業】

公共用水域の汚濁に起因する物質等を除去するために行う浄水場等の施設整備事業のうち次のいずれかの要件を満たすものに係る事業

- (a) 水源水質について、トリハロメタン、有機フッ素化合物(PFOS又はPFOAに限る。)等人の健康に障害を与えるおそれのある物質の濃度が、人の健康を保持するのに必要なレベルを超えている、又は超えるおそれがあること。
- (b) クリプトスポリジウム等の病原性原虫による汚染に対処するためのろ過施設又は紫外線処理施設を整備する場合において、水源水質中に大腸菌、嫌気性芽胞菌若しくはクリプトスポリジウム等が検出されたことがあること又は取水施設の上流等に糞便の処理施設等(し尿処理施設、下水の処理施設又は家畜糞尿の処理・貯留施設)が存在し、それらが検出されるおそれがあること。

ただし、地表水の水を原水とする浄水場において紫外線処理施設のみを整備する場合にあっては、ろ過施設(急速ろ過、緩速ろ過、膜ろ過等)を備えていること。

## 【スキーム】



### <広域化の推進の背景・効果>

- 人口減少等に伴う料金収入の減少、施設等の老朽化に伴う更新需要の増大等、水道事業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中で、水道事業の持続的な経営の確保が求められている。
- 複数の市町村が区域を越え、連携又は一体的に事業に取り組む広域化については、スケールメリットによる経費削減や組織体制の強化等の幅広い効果が期待できるため、積極的に推進
- 広域化の中でも、経営統合は、経営主体が単一となり、施設の統廃合や人員、財源等の経営資源を一元的に管理するため、給水原価の削減、専門人材の確保等、経営基盤を強化する効果。一方、地理的要因等により経営統合の実現が困難な地域においても、施設の共同設置や共同利用等により、更新費用や維持管理費用の削減等の効果

### <「水道広域化推進プラン」の策定> (厚労省と連携)

- 平成31年1月に、「水道広域化推進プラン」の策定について」を発出し、各都道府県に対し、令和4年度までに「水道広域化推進プラン」を策定することを要請
- 平成31年3月に、策定支援のため「水道広域化推進プラン策定マニュアル」を作成・公表
- 令和2年12月に、庁内外における連携体制の構築やシステム標準化・共同化を含むデジタル化推進の検討等、策定に当たっての留意事項を記載した事務連絡を発出
- 令和3年5月に、都道府県の強力なリーダーシップの下で令和4年度までに計画を策定するよう改めて要請する等の事務連絡を発出し、全ての都道府県で策定済み。

### <地方財政措置>

- 広域化に伴い必要となる施設整備やシステム共同化等に要する経費について、1/2を一般会計出資債の対象とし、その元利償還金の60%を普通交付税措置（令和元年度から単独事業を対象に追加するとともに、交付税措置率を50%→60%に拡充）

- 計画策定後、都道府県のリーダーシップの下で計画に基づく広域化の取組を着実に進めるとともに、計画の充実を図っていただきたい。  
取組を後押しするため、都道府県が実施する広域化の推進のための調査検討に要する経費について、普通交付税措置を講じる（R5～R7）。
- 広域化に伴い必要となる施設整備やシステム共同化等に要する経費には、引き続き地方財政措置を講じる。

# 水道事業における広域化の推進について②

## 水道事業における広域化の更なる推進等について 抄

(令和5年4月25日付け総務省自治財政局公営企業経営室、厚生労働省医薬・生活衛生局水道課水道計画指導室通知)

### 1 プランに基づく取組の推進

水道法第2条の2第2項において、**都道府県は**、その区域内における市町村の区域を超えた広域的な水道事業者等間の連携等の推進その他の水道の基盤の強化に関する施策を策定するとともに、これを実施するよう努めなければならないとされている。

このことを踏まえると、都道府県は、**プランに基づく取組を推進する役割を担うもの**であることから、水道事業者等である市町村等の間の協議に当たって、プラン策定に際して構築した広域化に関する検討体制を活用するなど、**調整機能を発揮することが求められる**こと。その際、プラン策定に引き続き、市町村財政担当課や水道行政担当課、水道事業等を経営している企業局等の関係部局が参加する一元的な体制を継続することが望ましいこと。

**水道事業者等である市町村等は**、都道府県とともに、プランを踏まえて水道事業等の**広域化に係る検討を行い、これを踏まえたアセットマネジメントに取り組む**とともに、**検討結果を令和7年度までの経営戦略の改定の際に反映していただきたい**こと。

### 2 プランの充実等

**都道府県においては**、当該地域の経営条件の変化や広域化に関する具体的な取組の進捗状況等も踏まえつつ、**更なる広域化の取組が考えられないか検討いただきたい**こと。その際、プランの策定時と同様、**広域化の効果をシミュレーションし、比較検討することが重要**であること。その上で、検討の結果を踏まえ、**適宜プランを改定又は水道基盤強化計画の策定を検討いただきたい**こと。プランを策定又は改定した場合にはそれを公表し、積極的に住民に周知を図り、都道府県及び市町村等の議会へ説明するとともに、遅滞なく総務省及び厚生労働省に報告いただきたいこと。

**水道事業者等である市町村等は**、更なる広域化の取組に関する**都道府県の検討等に引き続き御協力いただきたい**こと。

また、都道府県水道ビジョンを未策定の都道府県においては、プランを策定した後、「都道府県水道ビジョン作成の手引き」の広域化に関する記載事項を参考としつつ広域化以外の記載事項も検討し、都道府県水道ビジョンを策定することも検討していただきたいこと。

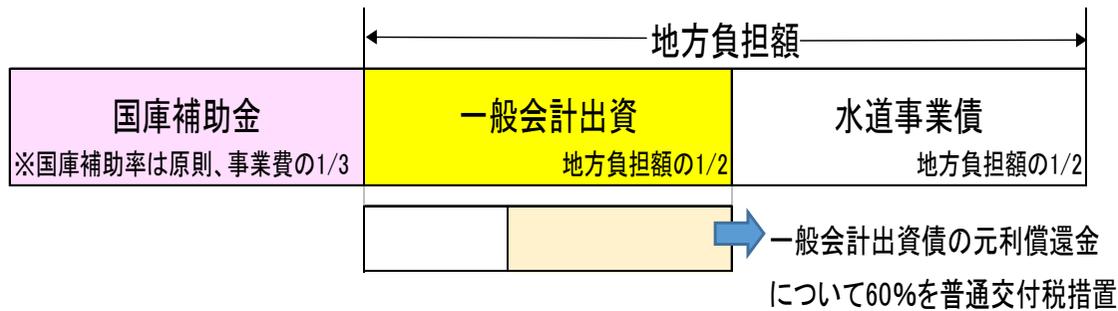
なお、総務省及び厚生労働省においては、各都道府県における取組状況を把握するための調査を行い、調査結果の公表や、都道府県に対する情報提供を予定していること。

# 水道広域化に関する事業に係る地方財政措置

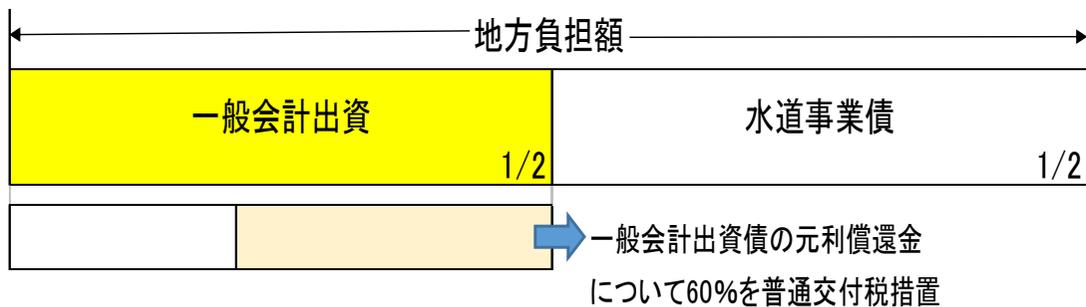
## 【地方財政措置の概要】＜国庫補助対象事業及び地方単独事業が対象＞

多様な広域化を推進するため、国庫補助対象事業及び都道府県の策定する「水道広域化推進プラン」に基づき実施される連絡管等の整備、集中監視施設の整備、統合浄水場等の整備及びシステムの統合等、広域化に伴い必要となる地方単独事業に要する経費の一部に対して地方財政措置を講ずるもの。

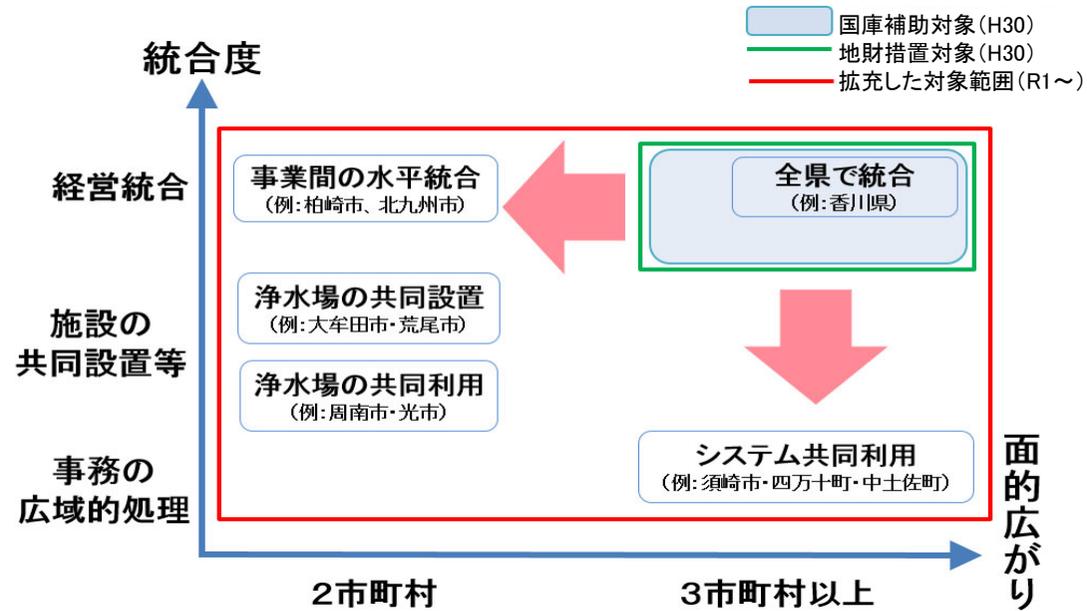
### （国庫補助対象事業）



### （地方単独事業）



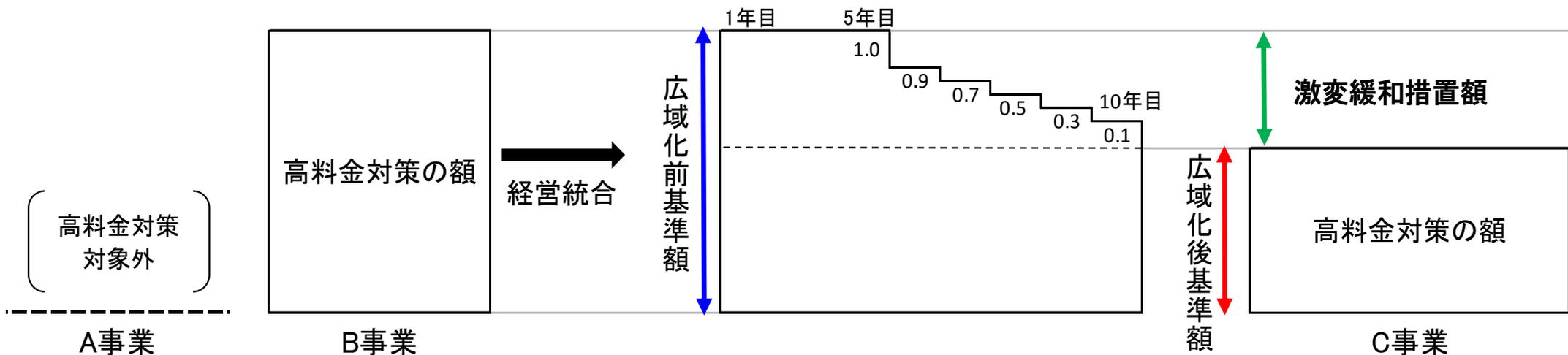
### （地方財政措置の対象となる広域化のイメージ図）



# 広域化に伴う高料金対策の激変緩和措置（R元年度～）

## 【地方財政措置の概要】

水道事業が市町村の区域を越えて経営統合を行った場合、統合前の事業に係る高料金対策の措置額が減少または皆減する可能性があるため、広域化を推進する観点から、令和元年度以降、市町村の区域を越えて経営統合を行った団体を対象に統合後の高料金対策の額が、統合前の事業がなお統合前の区域をもって存続した場合に算定される額を下回る場合、激変緩和措置として統合前後の差額に対し、統合の翌年度から10年間、地方財政措置を講じるもの。（6年目以降、段階的に縮減）



※毎年度把握する資本費等により算定

[一定率]

1～5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
1.0	0.9	0.7	0.5	0.3	0.1

## 1. 開催趣旨

- 人口減少等による料金収入の減少や、施設・管路等の老朽化に伴う更新投資の増大、令和6年能登半島地震を踏まえた災害への備えの必要性の増大など、上下水道事業を取り巻く経営環境は厳しさを増している。
- こうした中で、将来にわたって上下水道の住民サービスを持続可能なものとするため、各事業の実情を踏まえ、経営基盤の強化に資する取組等を推進する必要がある。
- このため、総務省自治財政局として、学識経験者や実務経験者、地方自治体職員等により構成する研究会を開催し、上下水道事業をめぐる諸課題について意見を伺うことにより、経営基盤の強化に資する取組など、上下水道事業の持続可能な経営を確保するための方策等について検討を行うため、研究会を開催する。

## 2. 検討事項

- 能登半島地震における上下水道施設の被災状況や対応を踏まえた上下水道事業の地震対策等のあり方
- 将来にわたって安定的にサービスを提供するための上下水道事業の経営等のあり方

## 3. スケジュール

- 令和6年9月19日に第1回を開催。
- 令和6年10月15日に第2回を開催。
- 令和6年11月22日に第3回を開催。

## 4. 構成員

氏名	所属
石井 晴夫（座長）	東洋大学名誉教授
浦上 拓也（座長代理）	近畿大学経営学部教授
宇野 二郎	北海道大学公共政策大学院教授
金崎 健太郎	武庫川女子大学経営学部教授
齊藤 由里恵	中京大学経済学部准教授
塩津 ゆりか	京都産業大学経済学部教授
辻 琢也	一橋大学法学部教授
村木 美貴	千葉大学工学部教授
遠藤 誠作	元福島県三春町企業局長、マネ強アドバイザー
菊池 明敏	元岩手中部水道企業団局長、マネ強アドバイザー
小室 将雄	有限責任監査法人トーマツパートナー
望月 美穂	日本経済研究所公共デザイン本部副本部長
石田 直美	日本総合研究所執行役員

※このほか、都道府県及び市町村それぞれから複数団体が参加。関係省庁はオブザーバーとして参加

# 工業用水道事業の経営基盤強化等に向けたワーキンググループの概要

- 経済産業省では、産業構造審議会地域経済産業分科会工業用水道政策小委員会において、今後の工業用水道政策の方向性について継続的に検討を行ってきたが、第16回工業用水道政策小委員会の審議結果を踏まえ、**将来にわたる工業用水道事業のサステナビリティ確保に向けた今後の方策について検討を行うワーキンググループ**を小委員会の下に立ち上げた。
- 当該ワーキンググループでは、主に、**今後大量に見込まれる更新・強靱化を着実に実施するための工業用水道事業者**に策定を促す計画内容及び実効性を持たせるための仕組み、外部環境変化を踏まえた**工業用水道事業の経営のあり方（今後の水需要の見込み方等）**について検討を行った。

## 開催日程とアジェンダ

第1回	9月6日	・ 工業用水道事業の現状把握等について
第2回	11月1日	・ サステナブルな工業用水道事業の実現に向けた具体的な方向性等について
第3回	12月4日	・ 今までの議論を踏まえた対応策について
第4回	12月20日	・ 工業用水道事業の経営基盤強化等に向けたとりまとめ（案）

〈工業用水道事業の経営基盤強化等に向けたワーキンググループ HP〉  
[https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/chiiki\\_keizai/kogyoyo\\_suido/management\\_foundation\\_wg/index.html](https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/chiiki_keizai/kogyoyo_suido/management_foundation_wg/index.html)

## 委員一覧 ※◎は座長

◎長岡 裕	東京都市大学建築都市デザイン学部都市工学科教授
江夏 あかね	株式会社野村資本市場研究所野村サステナビリティ研究センター長
河崎 雅行	日本製紙連合会常務理事
齊藤 由里恵	中京大学経済学部准教授
柴田 龍次	住友化学株式会社エッセンシャル&グリーンマテリアルズ業務室シニアアドバイザー
田丸 博夫	一般社団法人日本鉄鋼連盟総務部長
常峰 和子	有限責任監査法人トーマツ監査・保証事業本部パブリックセクター・ヘルスケア事業部パートナー
宮川 暁世	株式会社日本政策投資銀行 産業調査部長兼地域調査部担当部長
山口 直也	青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科教授

# 各論点と対応策

## ④工業用水道事業者による実効性のある計画策定

✓ 以下のとおり更新・耐震・アセットマネジメント指針の改訂を行う。

### (改訂項目①：今後の水需要の見通し)

- ① 将来の既存ユーザーの水需要について実使用ベースの需要推計を実施するとともに、供給区域内外における産業立地の想定を踏まえた新規水需要を含めた、将来の水需要の見込みを示すこと
- ② 上記を踏まえ、現施設の未利用部分（余剰能力）の考え方について示すこと

### (改訂項目②：更新需要見通し)

- ① 時間計画保全の考え方を簡易型、状態監視保全の考え方を標準型とし、簡易型から標準型への移行を推奨
- ② 簡易型・標準型ともに、改訂項目①の今後の水需要の見通しを踏まえて適正な施設規模を検討した上での更新需要の算定を行うこと
- ③ 簡易型・標準型ともに、強靱化事業の目標値及びスケジュールに関する事項を計画に反映すること

### (改訂項目③：財政収支見通し)

- 現行の指針における標準型・詳細型を「標準型」とし、一定条件での仮定ではなく物価上昇や金利上昇等の変動要素を加味した上で、更新需要に対して必要となる投資額について、経営改善に向けた取組としてのコスト削減策及び収益基盤確保策を検討したうえで、サステナブルな事業運営を行うことを可能とする収支バランスを考慮した計画とすること

### (改訂項目④：計画の見直し)

- 10年を目処として、基本計画の実績・進捗及び事業環境変化等を反映させるよう、中長期計画及び次期基本計画において更新需要見通し及び財政収支見通しの見直しを必要に応じて行うこと

✓ 工業用水道事業者に対して実効性のある計画の策定を促すべく、工業用水道事業費の申請要件として、再来年度以降の補助事業において、アセットマネジメント指針に基づいた計画の策定を求めることとする。なお、計画策定については一定の期間を要することを考慮し、具体的な時期等については、今後関係者との調整を図っていく。

✓ また、更新・耐震・アセットマネジメント指針に基づいた計画の該当可否について確認することができるチェックリストを経済産業省において作成し、公表する。

テレワークの普及等の影響を受け、コロナ禍前比で1割以上の減収が継続するなど構造的な課題を抱える交通事業について、改定経営戦略等に基づき策定する計画により、適切に経営改善に取り組む団体の資金繰りを円滑にし、経営改善を促進するため、「交通事業債（経営改善推進事業）」を創設する。

## 【対象事業】

地方財政法に定める資金の不足額が生じている交通事業のうち、経営戦略を改定済又は改定に着手済の事業

## 【発行対象】

改定した経営戦略等に基づく経営改善実行計画、収支計画を策定して経営改善に取り組むことを要件とし、その経営改善効果額を限度に、①及び②について発行可能とする。

- ① 資金不足額（流動負債－流動資産）
- ② 経営改善の実施に必要な経費

## 【経営改善の取組例】

- 運賃料金制度見直し
- 民間バスとの共同経営
- 駅ナカビジネスの拡充

## 【必要な経費の例】

- プログラム改修
- ICカードシステム負担金
- 調査費用

## 【経営改善効果額の算定方法】

経営改善の取組毎の「収支改善見込額×効果年数（最大5年分）」の合計額

※ 本交通事業債の発行初年度の前年度における減価償却前経常損益が黒字の事業に限り、活用前年度までに開始した取組も対象とするが、効果年数の算定において、既に経過した年数を控除する。  
前年度の減価償却前経常損益が赤字の事業は、当該赤字額に5を乗じた額を合計額から控除する。

経営改善効果額 算定例	単年度 効果額(A)	効果継続 年数(B)	経営改善 効果額(A×B)
R6実施: 運賃料金制度見直し	3	5	15
R4実施: 駅ナカビジネスの拡充	10	3	30
<b>R6起債限度額</b>			<b>45</b>

【発行期間】 令和6年度～令和8年度

【一般会計繰出】 なし